

新潟市中央卸売市場電子化販売原票取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市中央卸売市場業務条例第48条及び同施行規則第47条に定める必要な事項を定めるものとする。

(電子化販売原票の定義)

第2条 卸売業者が卸売をしたときに、所定の用紙(コンピュータに入力処理するための用紙(以下「入力票」という。))に取引内容を記入し、その内容をコンピュータ処理により電子化されたものを電子化販売原票という。

(提出)

第3条 卸売業者は、電子化販売原票を作成したときは、販売終了後すみやかに、市長に提出しなければならない。また、電子化販売原票を訂正したときは、訂正後の電子化販売原票を提出しなければならない。

(作成及び保管)

第4条 電子化販売原票は、仕切書及び販売代金の請求書等の基礎をなすものであるから、卸売業者は、厳正な基準のもとに作成し、かつ、善良な管理のもとに保存しなければならない。

2 電子化販売原票は、その作成日を明示するとともに、上書きできない電磁記的記録媒体に保存するものとする。また、作成後に訂正が発生した場合には、別の電磁記的記録媒体に保存を行うとともに、訂正内容が確認できるようにする。

3 卸売業者は、電子化販売原票を、その作成の日から4年間保存しなければならない。

(作成手続)

第5条 卸売業者は、次の各号により電子化販売原票を作成するものとする。

(1) 入荷年月日、販売年月日、品名、出荷者、集荷区分、等級、価格、数量、販売方法、買受人名、販売担当者等を正確に入力するものとする。

(2) 数字の入力については、その単位を明らかにし、全桁を入力する。

(3) 入力事項は訂正してはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(訂正手続)

第6条 卸売業者は、電子化販売原票を訂正するときは、販売年月日、訂正年月日、訂正元の販売原票、訂正理由等を市長に通知しなければならない。

2 市長は記載事項訂正の内容に関し、必要があるときは販売担当責任者の説明を求め、又は、関係資料の提出を求めることができるものとする。

(入力票)

第7条 卸売業者は、卸売をしたときは、電子化販売原票を作成するために、直ちに、取引の基礎となる記録を正確に記した入力票を、次の各号により作成しなければならない。

- (1) 入荷年月日，販売年月日，品名，出荷者，等級，数量，単価，買受人名及びその他必要な事項を記入するものとする。ただし，数量，単価を除き，データとの同一性を阻害しない範囲で簡略化できるものとする。
 - (2) 作成の日から4年間保存しなければならない。
 - (3) その他訂正等の取扱については，厳正な基準のもとに，卸売業者が規程を定めてあらかじめ市長へ届け出るものとする。
- 2 入力票の記載中，明らかな誤記のため訂正をする場合は，訂正する箇所を二本線で抹消し，その上部の余白に正しい内容を記載するとともに，備考欄等に訂正理由を明記しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，平成19年5月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行により，「新潟市中央卸売市場販売原票取扱要綱」は，廃止する。

附 則

この要綱は，令和2年6月21日から施行する。